

町税の滞納処分を強化しています

☎ 税務課収納対策班

(84) 1212

町税は定められた期限(納期限)までに、納税者のみなさんに自主的に納めていただくものです。納税が遅れると、納期限までに納めた方との公平性を保つため、様々なペナルティが課されます。

滞納すると

- ・延滞金が発生します。
- ・財産(給与・預貯金・不動産等)の差押・公売などの強制処分を受けることとなります。
- ・町の様々な補助制度を受けられない場合があります。

- ・国民健康保険加入者は、保険証のかわりに「資格証明書」が発行され、医療機関の窓口でいったん医療費の全額を自己負担していただくことがあります。

延滞金

滞納税額を計算の基礎として、納期限の翌日から納付する日までの日数に応じた計算します。

延滞金の率は年により異なり、平成29年は、納期限の翌日から1ヶ月を過ぎる

までの期間は年2・7%、それ以後の割合は年9・0%の割合で課されますので、思いもよらない高額になることもあります。

うっかり忘れてしまっただけでも、納期限に間に合わなければ延滞金は課されますので、納め忘れにご注意ください。

滞納処分までの流れ

①督促

税金を納期限までに納めないで地方税法に基づき督促状を発送します。

法律では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押さえなければならぬ」と定められています。事前予告や本人の同意は必要ありません。

②催告

督促状の送付後も納付がない場合、催告書を送付したり、電話でお知らせしたりする場合があります。

③財産調査

督促・催告でも納税されない場合、法律に基づき滞納者の財産を調査します。

官公署・勤務先・金融機関・取引先等に、給与・預貯金・生命保険・還付金等の照会をします。滞納者へ事前に了承を得ずに行うことが出来ます。

④財産差押

滞納者や財産の利害関係者へ「差押通知書」を送付します。原則として、滞納税額と延滞金を完納しない限り、差押えは解除されません。

⑤換価処分・充当

差押えの後も特別な理由もなく滞納が続く場合は、滞納者の意思にかかわらず、債権の取立や公売等で差押えた財産を換価し、町税へ充てます。

納税相談

災害や病気などで納税が困難な時、1年間を限度に納期限を延ばしたり、分割納付したりするなど納税の猶予制度があります。

納期内に納税できない事情のある方は、お早めにご相談ください。督促状を放置したり、催告を無視したりしても問題の解決にはなりません。

納税相談できる日

平日

午前8時30分～

午後5時15分

休日

毎月第2・4日曜日
午前9時～正午

※事前予約が必要です。

持参するもの

- ・収支の状況がわかる書類(直近3か月程度の収入・支出の明細など)
- ・印かん

納期内納付を心がけましょう

滞納処分として財産調査や差押えをされてしまうと、社会的信用を失うことにもなりかねません。

納期限をよく確認し、納期内納付を心がけましょう。

平成28年度差押件数	
預貯金	103
生命保険	12
給与	15
還付金	10
出資金	1
合計	226

※2月末現在